

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について（令和8年7月24日閣議決定）

1. 趣旨

令和8年1月の国家戦略特別区域諮問会議において示された「国家戦略特区制度の新たな運営方針」や、日本成長戦略、地域未来戦略等の策定等を踏まえ、国家戦略特別区域基本方針について所要の変更を行う。

2. 主な変更内容

○国家戦略特区制度の目標として

「日本成長戦略の実現や地域未来戦略の推進の観点から、国家戦略特区制度を効果的に活用し、戦略的な投資や産業クラスターの形成の促進、新技術の活用、スタートアップの創出・育成等につながる規制・制度改革を加速していく」旨を明記。

○規制・制度改革等の施策の推進体制について、

・「日本成長戦略の実現や地域未来戦略の推進の観点から、戦略的な投資促進や産業クラスターの形成等に向けた施策を推進する関係府省庁とも緊密な連携を図って取り組む必要がある」

・「このような観点も含め、国家戦略特区制度に関する重要事項について検討する場合には、内閣府及び関係府省庁が諮問会議、区域会議及びWGに積極的に参画し、トップ同士による議論も含め、スピード感をもって規制・制度改革を実現していくことが重要である」旨を明記。

○国家戦略特区の指定について、

「戦略産業クラスター計画の策定・推進状況等を踏まえ、国家戦略特区の新たな指定を含め、戦略的な投資促進につながる規制の特例措置等を活用して取組を推進する区域の具体化に向けて、指定基準、指定手続の在り方等について、令和8年度中を目途に検討を行う」旨を明記。

○今後も、提案の随時募集に加え、

「日本成長戦略や地域未来戦略に基づく取組の状況等を踏まえ、重点分野を設定した提案の集中募集を実施する」旨を明記。